北京大野木FM・天津大野木マイツニューズレター

2012年9月号

2012年9月1日　担当:鈴木明男

増値税の輸出税金還付に関する改正について

財政部及び国家税務総局は、財税[2012] 39号を、国家税務総局は、2012年第24号公告を公布しております。

輸出に係る税金還付の取扱いについて、運用が困難な点がありましたが、これらの通知の公布により、規定が整理され、実務上の取扱いも整備されました。

特に輸出税金還付の期限が、翌年4月30日までの申告期限までに延長されておりますが、一方で、翌月の申告期限までに申告はしなければならない等注意すべき点がいくつかございます。

1. 主な変更点

	概　　要
①	自家生産品とみなされる範囲が拡大された
②	輸出税金還付を受けられず、国内販売として課税されていたものの免税方式へ変更
③	輸出税金還付の申告期限の変更
④	輸出税金還付の審査期間の廃止

2.　改正点の主な内容

（1）自家生産品とみなされる範囲の拡大

生産型企業が他社から商品を仕入れて国外に輸出販売した場合には、自社ブランで製品、自社セット製品など一定の要件を満たす場合に限り、輸出税金還付を受けることが可能でしたが、以下のような要件を満たす場合には、他社から購入した商品についても自社生産品として輸出税金還付を受けることが可能となります。

① 2年以上、事業を営んでいること
② 納税信用等級がA級であること
③ 前年度の売上高が5億元以上であること
④ 一般納税人であること
⑤ 外部から調達した当該輸出物品と自家生産品とが同類型又は関連性があること　　など

（2）輸出税金還付を受けられず、国内販売として課税されていたものを免税方式へ変更

輸出企業等が輸出物品及びサービスについて増値税の還付又は免税の申請を行わなかった又は関連する書類を提出しなかった場合、旧規定では当該取引は国内販売として増値税が課税されていましたが、今回の改正で免税扱いとなりました。なお、当該規定は2011年1月1日より施行するとされており、同日以降の取引について旧規定に基づき支払った増値税の還付請求ができるとされています。

なお、免税とした輸出売上に対応する仕入れ増値税は、還付又は控除できず、当該企業のコストとなるため、企業の選択により国内販売として増値税の課税を受け、仕入れ控除を受けることも可能とされています。

（3）輸出税金還付の申告期限の変更

旧規定では貨物輸出通関後の90日以内に輸出税金還付の申告を行う必要がありましたが、今回の通知により当年度に輸出した貨物に係る輸出税金還付の申請は、輸出月の翌月から翌年4月までの各増値税納税申告期間内であれば受付が可能となりました。

しかし、生産型企業については、翌月の申告期間までに申告しなければならないとされています。

（4）輸出税金還付の審査期間の取り消し

小規模企業及び新設企業は、旧規定では12ヶ月の還付審査期間があり、審査期間後でなければ還付の申請ができませんでしたが、今回の通知によりこの12ヶ月の還付審査期間が廃止されました。

3．まとめ

今回の改正は、輸出取引を行っている会社にとっては影響が大きい内容です。また、当初は税務の執行現場においても混乱が予想されることから、当該通知内容を十分ご理解の上ご対応ください。

（以上）